

「粉じん則」改正に伴う安全標識

粉じん障害防止規則の掲示に係わる第23条の2が新設されました

—— 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令82号） ——

一般社団法人日本標識工業会監修の下、掲示の内容をまとめています。

NEW

〔粉じん障害防止規則に定める掲示（第23条の2）〕

No 27L

ここは粉じん作業を行う作業場です

1. 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、
続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
症 状：せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

2. 粉じん等の取扱い上の注意事項

- (1) 局所排気装置等を設置すること。
- (2) 水をまくなどして、粉じんの発生を抑えること。
- (3) 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。
- (4) 定期的かつ頻繁に作業場を真空掃除機又は水洗等の方法で清掃すること。
- (5) 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- (6) 風上で作業を行うこと。
- (7) 必要に応じて保護めがねを着用すること。
- (8) 定期的にはじん肺健康診断を受けること。

3. 次の場合は有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第7条第1項の規定により第4条及び第6条の2から第6条の4までの規定が適用されない場合。
- ロ. 第7条第2項の規定により第5条から第6条の4までの規定が適用されない場合。
- ハ. 第8条の規定により第4条の規定が適用されない場合。
- ニ. 第9条第1項の規定により第4条の規定が適用されない場合。
- ホ. 第24条第2項ただし書の規定により清掃を行う場合。
- ヘ. 第26条の3第1項の場所において作業を行う場合。
- ト. 第26条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場合。
- チ. 第27条第1項の作業を行う場合。（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合及び第27条第1項ただし書の場合を除く）
- リ. 第27条第3項の作業を行う場合。（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合を除く）



使用すべき呼吸用保護具

- 防じんマスク
- 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器

27-L

- サイズ：600×450mm
- 厚 さ：1mm厚
- 材 質：SCボード

3. は該当する作業、使用すべき保護具に
☑ チェックマークを入れてご使用ください。

（第23条の2）呼吸用保護具を使用すべき
作業場についてくわしくはこちら

